

令和5年度 浄化槽管理士指定研修会 開催要領

1 目的

山形県では、令和2年3月に「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」（以下「改正条例」という。）を公布し、改正条例第10条第3項に基づき、浄化槽保守点検業者は、専任の浄化槽管理士に対して浄化槽の保守点検に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。

当協会では、改正条例施行規則第7条の2及び事務取扱要領第5条の規定に基づき、浄化槽の保守点検に関する研修の指定を受け、標記研修会を開催いたします。

浄化槽保守点検業者は、登録の有効期間内（3年）に1回以上、所属する浄化槽管理士にこの講習を受けさせなければなりません。

2 主催 公益社団法人山形県水質保全協会

3 開催場所及び開催日時

令和5年5月31日（水）12：30～16：30 （村山市：甕葉プラザ）
令和5年8月2日（水）12：30～16：30 （酒田市：勤労者福祉センター）
令和5年10月4日（水）12：30～16：30 （米沢市：すこやかセンター）
令和5年12月6日（水）12：30～16：30 （新庄市：最上広域センター ゆめりあ）

4 対象者 浄化槽管理士

5 受講形態 会場参加

6 受講料 7,000円／1人（事前に指定口座へ送金する）

7 申込方法 申込書により、FAX又は郵送でお申し込みください。

8 申込み期限 各会場開催日の3週間前まで

9 研修内容

- 1) 浄化槽行政の動向
- 2) 浄化槽の構造と機能
- 3) 浄化槽の保守点検と清掃
- 4) 山形県における浄化槽情報

10 修了証 研修をすべて受講した者に「修了証」を交付する

※更新登録の際、研修を受講した「修了証」が必要ですので、受講漏れがないようご注意くださいとともに、計画的に受講していただくようよろしくお願いいたします。